

行政常任委員会

令和 2 年 5 月 2 5 日（月）

午前 9 時 5 9 分開 会

○三鬼（孝）委員長 おはようございます。

ただいまから、定刻になりましたので、行政常任委員会を開会いたします。

休会中、何かとお忙しいところ、御出席頂きましてありがとうございます。

今日の議題につきましては、東紀州広域ごみ処理施設整備についてでありますので、よろしくお願ひいたします。

なお、欠席委員ですけれども、村田委員が後刻出席で、楠委員につきましては欠席届が出ておまして、5月15日の通院のため、やむを得ず緊急事態宣言解除外の県に移動したことにより、当面、自宅自粛するためということでございますので、御了解頂きたいと思ひます。

それでは、市長から御挨拶を頂きます。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様には、大変お忙しい中を、行政常任委員会を開催して頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、本委員会では、広域ごみ処理の推進についての進捗状況、これを報告させていただきますので、よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

それでは、まず、私のほうから、これまでの進捗状況の経緯について御報告させていただきます。そいじゃ、座って説明させていただきます。

○三鬼（孝）委員長 どうぞ。

○加藤市長 広域ごみ処理の推進につきましては、東紀州5市町で構成する一部事務組合設立準備会において、令和2年中の一部事務組合設立を目指して、建設予定地の検討、そして協議を行っているところでございます。

建設予定地につきましては、中部電力発電所構内の定期点検用地として、燃料基地用地、いわゆる第2ヤードに加えて、燃料基地用地に隣接する丘陵地部分も含めて検討してまいりました。

本年4月10日の準備会において、定期点検用地を含め、第2ヤードを3案、合計4案について協議を行いましたが、現在示しているいずれの場所とも、浸水域を十分クリアできない、あるいは附帯工事に多額の出費を伴う等の意見が出て、中電

跡地での建設が大変難しいといったことから、いずれの案も5市町での合意に至りませんでした。

協議の中では、尾鷲市以外のほかの4市町からは、特に中電跡地での建設予定地では、浸水域という点で理解が得られることが難しいといったことなどから、尾鷲市からの提案にはないけれども、市営野球場なら標高も十分にあり、国道からのアクセスもよいことなどから、5市町の広域ごみ処理施設の建設予定地として検討してもらえないかという強い要望がございました。

本市といたしましては、それを受け、市営野球場が建設予定地として受け入れられるかどうか、検討を行うことといたしました。

令和2年中の一部事務組合設立を目指すためには、日程的にも非常に厳しいことから、早急に尾鷲市として市営野球場が建設予定地として提示できるかどうか、諸条件の整理、精査等を行うとともに、関係者への説明を開始したところでございます。

詳細につきましては環境課長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

- 三鬼（孝）委員長 それでは、環境課長のほうから東紀州広域ごみ処理施設整備について説明を求めます。
- 吉沢環境課長 それでは、東紀州広域ごみ処理施設整備について、担当より説明いたさせます。
- 福屋環境課主幹 それでは、東紀州広域ごみ処理施設整備について、準備会での協議状況を御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。左側の尾鷲市位置図を御覧ください。

これまで検討を進めてまいりました用地を整理いたしますと、図面中央付近に赤色で示した部分が定期点検用地となります。ここから南の方向、図面では、右下にある赤色で示した部分が燃料基地用地、第2ヤードであり、その下の緑色で示した部分が丘陵地であります。

右側の燃料基地用地（第2ヤード及び丘陵地）の図面を御覧ください。

緑色で示した部分が丘陵地であります。敷地の中を特別高圧架空電線路が通っております。紫色の部分でございます。線路下では、電気事業法に基づいて制定された経済産業省令、電気設備に関する技術基準により建造物を建築することができないことから、使用できる面積が限られ、想定しております敷地面積約1万1,000平方メートルを確保することが難しい状況であり、施設の配置や動線に支障が

あります。

また、丘陵地の黄色で示した箇所は、過去に自家最終処分場として使用されていたことが判明し、施設建設に当たっては、新たな課題が見込まれます。

去る4月10日に開催された東紀州広域ごみ処理に係る一部事務組合設立準備会会議では、こうした状況から、5市町としては、丘陵地で整備を進めていくには課題が多く、建設予定地としては適切でないという判断となりました。

次に、資料2ページの図面を御覧ください。

そのようなことから、具体的な予定地案として定期点検用地を1案、第2ヤードで丘陵地ののり面利用も含めた3案、計4案について、5市町首長が協議を行いましたが、現在示しているいずれの場所も浸水域を十分にクリアできない、附帯工事費に多額の出費を伴うなどの意見から、中電跡地での建設が難しいといったことから、いずれの案も5市町での合意には至りませんでした。

協議の中では、尾鷲市以外の4市町から尾鷲市に対し、尾鷲市提案の用地以外の場所ではあるが、尾鷲市営野球場なら標高も十分にあり、国道からのアクセスもよいことなどから、5市町の広域ごみ処理施設の建設予定地として検討してもらえないかと要望がありました。

尾鷲市としては、この要望を受け、尾鷲市営野球場を建設予定地とできるかどうか検討を進めているところであり、建設予定地につきましては、継続協議となりました。

説明は以上でございます。

○吉沢環境課長 以上、担当の説明どおり、4月10日の要請を受け、市営野球場を広域ごみ処理施設の建設予定地として掲示できるかどうか、課題の洗い出しを行っておるところであります。まずは、本市内部で関係課等で協議を行っているところであります。

以上が、広域ごみ処理施設に係る進捗状況であります。あわせて、基本構想について概要報告のほうをさせていただいてよろしいでしょうか。

○三鬼（孝）委員長 どうぞ。

○吉沢環境課長 令和元年度におきまして、広域ごみ処理施設整備の基本構想を作成しております。冊子のほうが完成いたしましたので、概要を担当者のほうから説明をいたさせますので、よろしくお願ひします。

○福屋環境課主幹 それでは、広域ごみ処理施設整備基本構想につきまして御説明いたします。

本冊子は、一部事務組合で広域ごみ処理施設整備を行うため、現在の関係5市町でのごみ処理の状況や今後の見込みなど、一部事務組合設立後に予定しています施設整備計画などを策定するために必要な情報を取りまとめるため、令和元年度に作成しました。

本冊はページ数が多いため、お手元の概要版により、概要を簡潔に御説明いたします。

お手元の資料、広域ごみ処理施設整備基本構想概要版の目次をお開きください。

1章で計画策定の趣旨、2章でごみ処理の現状と課題、3章で基本構想と3章立てとなっており、最後の用語解説を掲載しております。

それでは、まず、1章について説明いたします。1ページを御覧ください。

本構想の目的及び国が通知している広域化及びごみ処理施設の集約化に係る留意事項を踏まえた計画策定の趣旨を掲載しております。

構成としては、1の1、持続可能な適正処理の確保、1の2、気候変動対策の推進、1の3、廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進、1の4、災害対策の強化、1の5、地域への新たな価値の創出の五つの方向性について掲載しています。

2ページを御覧ください。

2章のごみ処理の現状と課題です。ここでは、5市町のごみ排出量の実績、再生利用の実績、処理処分の状況について、2から3ページにかけて記載し、4ページでごみ処理技術の動向として、ごみ焼却施設の種類を表で記載してあります。ここまでがごみ処理の現状に係る部分です。

5ページでは、5市町のごみ処理に係る課題を掲載しております。

次に、6ページを御覧ください。

3章の基本構想です。この章では、広域ごみ処理施設整備の基本構想を取りまとめておりますが、3の1、計画目標年次と3の2、建設予定地については、ここに記載の内容は、令和2年3月の冊子作成までの情報となっております。さきの御説明のとおり、新たな用地の検討を行っているところです。この部分に関しましては未確定でありますので、御留意ください。

次に、8ページ、3の3、処理計画について、表3の2に、5市町の現行の処理体制を記載しておりますが、広域化を図る可燃ごみについては、エネルギーの有効利用を促進する施設整備を行い、可能な限りエネルギー回収、有効利用し、周辺環境保全に万全を期すべく適切な技術、設備を導入するものとしております。

また、具体的な内容につきましては、今後、一部事務組合立ち上げ後に策定を予

定しております施設整備基本計画で検討していきます。

次に、9ページの広域ごみ処理施設の基本方針です。

5市町でこれまでに実施した検討経緯等を踏まえ、準備会で協議を行った方針として、①安全・安心で信頼性の高い施設、②環境にやさしく、地域と調和した施設、③循環型社会形成に寄与する施設、④経済性に優れた施設、⑤災害に強い施設、⑥長期にわたり健全で寿命の長い施設の六つで構成したものを基本方針といたしました。

次に、10ページ、ごみ処理システムの検討です。

こちらについても、詳細は、今後、一部事務組合立ち上げ後に策定を予定しております整備基本計画で検討していきますが、留意していく事項について3点を整理し、記載しています。図のフローは、可燃ごみ処理に関するシステムの概要を示したものです。

次に、11ページ、エネルギー利用方法の検討で、こちらについても、具体的な詳細検討は整備基本計画でされることから、本構想では、現状考えられる利用形態について、環境省のマニュアルを図で示させていただいております。

次に、12ページ、3の7、施設運営方法の検討です。

想定される運営手法の分類を紹介したもので、こちらも、今後、整備基本計画の中で、5市町として方向性を決定していくものです。ここでは、代表的な四つの方式について解説を行っております。

次に、下段、3の8、施設規模の算出です。

計画目標年次における計画ごみ処理量についての算定方法とその結果を記載しております。結果は、令和9年度、年間1万9,076トンの可燃ごみが発生すると予想しております。この数字を基に、後述の施設規模を算定しております。

続けて、13ページ、施設規模です。

施設規模の計算は、全国都市清掃会議が示す計算式により算出しております。年間計画ごみ量1万9,076トンに対して計算した結果、施設規模は1日当たり71トンとなりました。この数字を前提として、建設費や運営費の算定を行っております。

この施設規模、1日当たり71トンについては、広域ごみ処理施設の稼働を令和9年度と想定し、現時点の令和9年度の年間計画ごみ処理量の予測から計算しております。あくまでも現時点の予測に基づくものでありますので、実際の詳細設計前には、最新の情報に精査する必要があると考えております。

次に、下段 3 の 9、計画ごみ質です。こちらは、5 市町の可燃ごみ処理施設の過年度データを基に、施設の集約化をした場合の計画ごみ質です。

次に、14 ページ、3 の 10、環境保全目標の検討です。

本構想では、基準値等の数値を今後設定していくに当たり、どのような基準に持っていくかといった趣旨で整理しています。こちらについても、今後、整備基本計画で設定されていくものと想定しております。

次に、下段、3 の 11、施設整備概算費用の算定です。

過去 5 年の他都市の類似施設発注実績から算出したトン単価に、施設規模を掛け合わせるにより、設計建設費と運営費を算出し、結果を次の 15 ページ、表の 3 の 4 に示しております。

概算ではございますが、設計建設費が 71 億円、運営費が 20 年間で 85.2 億円、合計 156.2 億円という結果です。単価については、記載のとおり、建設費はトン当たり、税込み 1 億円、運営費が 1.2 億円です。

なお、御留意していただきたいのは、この建設費はあくまでも概算で、現在は用地検討段階でありますので、施設のための標準的な整備費用で、用地の造成費用などは加味されておられません。

また、今後、国内情勢等により建設費や運営費の単価が変動することが予想されますので、御理解をお願いいたします。

続けて、3 の 5、循環型社会形成推進交付金制度です。

この 5 市町において過疎化地域に分類されるため、後述の財政計画では、表下段のエネルギー回収推進施設を適用できるものとして、エネルギー回収率 10%以上、交付率 3分の1 のメニューを想定しております。

次に、16 ページ、3 の 12、財政計画の作成です。

さきの交付金メニューを当てはめた場合の財源内訳です。ここでは交付金の対象事業比率を 75%、対象外事業比率を 25% で想定しております。

なお、運営費については補助メニューがありませんので、全て一般財源で整理しております。

中段、3 の 6 の表は、設計建設費と運営費の財源内訳で、合計としまして、交付金が 17.8 億円、起債が 45.3 億円、一般財源が 93.2 億円となります。

下段の 3 の 7 の表は、施設の建設期間を 3 か年とした上で、年度ごとの内訳を示したものであります。今日の事例を踏まえ、1 年目を 5%、2 年目を 40%、3 年目を 55% と想定し、計算しております。

次に、17ページ、3の13、施設整備スケジュールです。

現在、一部事務組合設立の時期は未定ですが、案として令和2年度途中に設立した場合の想定で、調査、計画、発注事務に4年、施設建設に3年を要するとしたスケジュールとなります。

整備の終了、あるいは施設の稼働年次については、あくまで組合設立が起点となるスケジュールとなりますので、建設時期が明確になった際、改めて精査したものをお示しいたします。

以上が基本構想の概要説明の内容になります。

- 吉沢環境課長 担当の説明のとおり、本冊子におきましては、建設予定地が未確定で作成したものでありまして、未確定である内容部分も多々あります。また、特に15、16ページの費用負担のほうについては、附帯工事等も入っておりません。

様々な点については、確定次第、精査して、確定次第、議会のほう、議会の皆様には報告させていただきますので、その点のほうを御了解ください。

基本構想の報告のほうは以上であります。

- 三鬼（孝）委員長 以上が、これまでの東紀州広域ごみ処理施設の整備についての説明と、主幹のほうから基本構想等の説明がありましたので、御発言ある方は御発言願います。

- 奥田委員 まず、ちょっと確認なんですけどね。

資料2ページなんですけど、たしか僕、3月議会の一般質問で、ごみ焼却施設の場所については、たしか11月21日やったかな、この第2ヤードなどを検討するという話があって、それ以降、委員会での報告も、だから約半年以上過ぎておるのかな、もう半年以上、議会側に対して報告が一切なかったわけなんですけど、3月議会のときに私聞いたら、第2ヤードの上のところの丘陵地を検討しているという話がありましたよね。

この2ページを見ると、その丘陵地のところというのは、第3と第4、第3案と第4案と二つあるんですけど、これ。こういうふうな検討というのはしておったということですか。何か盛土を11.5メートルするとか、11.5メートル盛っていくということかな。17メートル……。この辺ちょっと、すみません、本論に入っていく前に、ちょっと説明もらえませんか。

- 福屋環境課主幹 2ページの丘陵地の図面を御覧ください。

右側の上が、第2案として、第2ヤードに11.5メートルの盛土をする案にな

ります。右側の下段ですけど、第3案と4案、3案としては、第2ヤードの丘陵地ののり面を利用して、標高約11.5メートルの盛土をして、その上に施設整備をするという案。4案目は、同じく第2ヤードののり面を利用して、標高約17メートルまで、これは丘陵地の丘の一番低いところまで盛土をして、緊急時に林道側から搬入路確保ができるということで、そういうことを検討した案となります。

○奥田委員　　そうすると、この丘陵地では2案検討したということですね。それで合計4案ということですけど。

○福屋環境課主幹　　はい。

○奥田委員　　ただ僕、私の認識としては、大きく2案ですよ、発電所構内、それから第2ヤードですよ。細かくいうと、発電所跡地はそのタービン建屋のところがありましたし、それと、この定期点検用地の二つあって、第2ヤードのところは、その第2ヤードのタンクのところ、それから丘陵地のところと二つあるという、僕の中ではその4案がという感じでおるんですけど。それはちょっと置いておいてですね。

ちょっと僕、市長にちょっとお伺いしたいんですけど、先ほど浸水域の心配がほかの4市町からあって、附帯費用もかかるという話がありました。そのことはもう随分前から分かっていたことですよ、これね。浸水域大丈夫かという話を何回も私も一般質問でして、委員会でも申し上げましたけれども、かさ上げするんだと、だから大丈夫なんだというような話が何度かあったと思うんですけど。費用がかかるということは、こんなものはもう随分前から分かっていたこと。

それからこの第2ヤードのところの丘陵地のところも、これ、何ページかな、1ページのところですね。この自家最終処分場、旧東邦が、ごみというか、そういうところを捨てていたんですか、これ、最終処分場ということですから。そういうことももう以前から分かっています、これ、分かっていました。それと、高圧電線、あれ4本ぐらいありますから、でっかい高圧電線が走っていますけど、そんなことももう分かっていますよね。分かっていますよね。

その分かっている状況の中で、第2ヤード、第2ヤードも、当然タンク跡ですから土壌改良せなあかん。5メートルから7メートルという浸水域であります。そういうことも分かっている候補地に挙げた、加えた。丘陵地もそうですね、いろいろ問題がある中で挙げた。

ここへ来て、ほかの4市町から、野球場どうですかと、僕は随分前からもう、当初から野球場、中電跡地であるんならですよ、中電跡地ということであるならば2

3.8メートルかな、約24メートルある野球場、それか、その東側の川を挟んだ真砂川の東側のところ、その辺の一部を使ってということはもう随分前から言うてきたわけなんですけど。

これは市長としてはどうなんですか。今4市町から言われて、今後検討に入るといことなんで、ちょっとそこはちょっと分かりにくいんですけど、市長の認識としては、どういうふうな考えでいたのかな。最初から分かっていたよね、いろんなことが、浸水域とか。そういうのをずーっと2年以上、2年半かな、もう2年以上引っ張ってきた。

これはほかの4市町にもかなり僕は迷惑かけたと思うし、市民の方も非常にパニックに陥っていたようであります。その辺のところを、市長、僕どう考えているのかなと思うんですけど。どうですか、市長。

○加藤市長　　また広域ごみ処理施設を、施設の建設場所を尾鷲で、尾鷲市で一応整えるという話は、以前からずっと5市町の首長で協議された内容でございます。

これ、ちょっとその経緯を御説明いたしますと、平成29年、ちょうど7月に全員協議会があった際に、まず、議員の皆様方から、私も初めて全員協議会というのが市長になってもう新しいやつがすぐだったものですから、取りあえず議員の皆様方から、まず、広域ごみ処理施設をきちんと、建設予定地をきちんと決めてくださいよという要請を頂戴したのがスタートなんです。

そういったことから、いろんな場所云々等々あったんですけども、ちょうど昭和30年2月に中部電力のほうから、要は再生可能エネルギーを使った形の中で、広域ごみの処理施設をここへ造りませんかという話が平成30年にあって、その中で、中部電力の撤退云々等々、今でいうSEAモデル計画というものが新たに出てきたりして、要は前提条件として、広域ごみ処理施設をうまくSEAモデルに生かしながら、エネルギーを使った産業を育成すると、そして雇用を創出するという一つの大きなプロジェクトの中の一つだった。

その際に言われておりましたのが、理論的には、尾鷲市の浸水域というのは11メートルだったんです。ということで、当初は4メートルの、要するに標高でございますから、7メートルの盛土を中部電力跡地に造って、そしてもう一つは、浸水域は理論上は11メートルだから11.5メートルでクリアし、その中で、あとは景観の問題云々というところで、それをきちんとクリアにしながら進めていこうじゃないかということが出たと。

その後、建屋の話が出ました。建屋について、中部電力からそういう話になって、

ここを使ってみてはいかがですか、結果的には失敗したと、もう駄目だったと。そうこうしているうちに、第2ヤード、こちらのほうが高いから、要するに標高が高いから、第2ヤードの検討をされたらいかがですかというような、そういうことでした。

しかし、それをあれすると、その当時が、やはり11.5メートル、11メートルの浸水域をクリアしたとしても、もう当時になって、もっともってやっぱり高いところに造るべきだという、そういうお話もちょくちょく頂きました。

そういった中で、広域ごみの第2ヤードについては、7メートルの標高ですけれども、2メートルの穴を掘っていると、要はタンクを埋めておる、それを埋めていきながら4メートルほどの、4メートル以上の盛土をやろうということで進めていきました。

だけれども、やはりこの浸水域、ちょっと大丈夫かなというような、そういう話の中で、たまたま去年の12月に、この丘陵地が使えるんじゃないかということで、それやったら丘陵地について視察を行いながら、ここでうまくいくのであれば、要するに11メートルの分については、それよりも20メートル、うまくこれを、土砂を整備すれば17メートルぐらいの、要するに標高になるということで、丘陵地ということをお我々としては次のステップとしてここを進めてまいりました。

当然、委員おっしゃっています高圧線の問題がありますので、もう一つの案については、要は面積が全然足りないということで、これは断念いたしました。それで、丘陵地のところをきちんと整理しながら進めようという話になっていたんですけれども、図面でお示しのとおり、ここに自家最終処分地ということで、要はこういういろんなものが埋まっていると。

そういうことで調査し、それを掘り起こして云々等々にすると、金もかかるし、時間もかかるし、先ほど申しましたように、時間がもうやっぱり喫緊になっておりますので、それでは、基本的には中部電力跡地で広域ごみ処理施設というのは、大変難しいという結論に至ったわけだ。

そして、要するに周りの状況によると、もっともってやっぱり高いところで、いろんな市町で、議会のほうでそういう要望があったということで、要は中部電力で不可能であれば、別のところで5市町共同の事業体として進めなきゃならないということで、今回、市営野球場を検討しようじゃないかという、そういう経緯になりました。

以上でございます。

○奥田委員　一つちょっと、市長ちょっと認識が間違っていると思うので、ちょっと指摘させてもらいますけど。

中電跡地が駄目だったから、今回、4市町から野球場いかがですか、どうですかということ言われたというんですけれども、野球場も中電の土地ですよ。あそこは旧東邦の持ち物で、今固定資産税は免除していますけどね。野球場は無償で市が借り受けているという状況ですよ。だから中電の跡地じゃないですか、野球場もね。その辺の認識、ちょっと間違っていると思うので、訂正してください。

それで、市長に申し上げたいんですけれども、大変失礼な言い方かもしれないですけどね。今話を聞いていると、就任当初に、議会側からきちんともう早く決めてくださいよという話があったと。その後、中電のほうから、発電所跡どうですかという話があった。その後、タービン建屋も含めて、それから第2ヤード、丘陵地もどうですかという話があったもんで検討してきたということなんですけど。

それを聞いていると、中電が悪いのかという感じを受けるんですけど。何か執行部の話を聞いていると、何か本当にいつも思うんですけど、中電が、中電がといって、中電のせいにするんですよ。でも、僕は本当に思うのは、中電じゃないでしょう、それやって。市長の判断ミスですよ、これは。完全な市長の判断ミスです。中電が言ってきたからどうのこうのじゃなくて、中電が言ってきたときに、首長としてですよ、5市町でやりますけど、尾鷲市に造る建設予定地の首長として、中電が言ってきたことに対して交渉するのが当たり前でしょう。

それを1個1個、一建設候補予定地と言いながら、発電所構内、ほかはどうなんですかって言っても、いや、ここで、万が万が万が一のことがない限りここでやるんですと。僕は相当市長に言われましたよ。

(「1回だけ」と呼ぶ者あり)

○奥田委員　いや、いや、それ以外にもありましたよね。万が万が万が一というのは1回だけですけどね。でも、それでも僕は何を言っても聞かなかった。これは僕は、完全な僕は市長の判断ミスで、判断ミスです、これは。そこを認識してほしいんですよ、非常に。それを認識していただかないことには、確かにここの大型事業ですからね。この大型事業を進めるのは大変だと思います、首長としてね。僕、市長の心境、よく分かります。

だからこそ場所を選定するときに、もっと慎重になってほしいんですよ。というのは、僕らでも、僕らも委員会で、近隣でいうと松阪も見に行きましたし、それから鳥羽志勢広域連合ね、やまだエコセンター、あそこで……。

○三鬼（孝）委員長　奥田委員、簡潔に。

○奥田委員　分かりました。簡潔にいきますね。

だから、場所も首長がここだというときには、もうある程度もうそこでもうやるということではないと、これがまた、これ、もう4か所、これ、5か所目ですか、細かく言うと。本当にここでもうやるということではないと、本当に今回のこれ、僕はまた僕は疑心暗鬼なんです、ここで本当にいけるのかという。僕は行ってきましたからね。

本当に今後、これからもそうでしょう。これからもいろいろ問題あるじゃないですか、中電、これを買うのか借りるのかとかね。それから、野球場の移転先、代替地をどうするのかとかいろいろあるじゃ……。近隣の方々への説明、これもこれからでしょう。だから、そういうことを考えると、もうきちっと本当はいろんなことをクリアした上で、ここと決めてもらうのが僕一番いいと思うんですけど、このままどうなのかな。今回こそ、今回こそは大丈夫ですよ。どうなんですか。

○加藤市長　今回の広域ごみ処理施設の、広域ごみ処理施設というよりも、広域ごみ処理施設から出るエネルギーを活用して、中電と、要するに尾鷲市商工会議所がタイアップしながら、そのエネルギーを活用した、要するに尾鷲市の活性化というものにつながっているわけなんです。

ですから、私が固執しているのは、中電の跡地でないと、先ほど委員がおっしゃっているような市営住宅、土地は中電が大体5分の4を持っていますよ、尾鷲市が5分の1ね、野球場の話は。その分については、そこからエネルギーを排出して、そこに産業としてうまく使えるか、産業にうまく使えるかどうかということは非常に難しいと。

そういう形の中で、まずやっぱり身近に、中部電力、東邦ガスの第2ヤード、第1ヤードも含めた形の中で、そこで広域ごみ処理施設を建設し、そこから排出されるエネルギーでもって事業を発展させようと。究極的には、最終的には、事業の発展と同時に、雇用を創出させるということが大前提だったわけですね。

それで、先ほど申しましたような、そういう経緯の中で、結果的にですよ、要するに広域ごみ処理施設の場所として、中電の中でふさわしいというのは、今現在は非常に、そこで選定するのは非常に難しいということを申し上げているわけです。

○奥田委員　市長、むきになって答えなくても結構です。ただ、僕が聞いたことに対して答えてもらえませんか、いつもいつもはぐらかされますけれども。

この場所で、5か所目でしょう、細かく言うと。大きく言うたら三つ目ですよ。

大丈夫ですかって僕は聞いているんですよ。過去のことを僕聞いていませんよ、今の質問は。はぐらかさないでください、ちょっと。

○加藤市長 説明の仕方が、ずっとそういう経緯でもって最終的にどうかということだから、それに対して説明をさせていただいているところです。

この場所については、今、下調べをいろいろやっております。現段階では、この場所で検討が十分値するんじゃないかと、このように考えておる。もっともっとやっぱり細かいことを、いろんな、先ほどおっしゃっていましたが、いろんな関係者、あるいはいろんなもの、全て網羅しなきゃならないものですから、この場所を建設予定とする場合には、可能性としては十分あるということだけ申し上げたいと思っております。

○野田委員 今の質問の中にあつたところで、ちょっと私自身も気になるところは、他の市町の首長から検討依頼、要請されて、今回こういう市の市営野球場の検討の、どうか分からないけれどもやっていくということなんですけれども。

要は尾鷲市として、市長は先ほどS E Aモデルのコンセプトがあつたからそういうことをしたということなんですけれども、最終的には、このような中電の中でできる最終案、ただしS E Aモデルとはちょっとはリンク、離れてしまうことになるけれども、このような提案というのは、他の市町からされなできなかったのかというところが、僕は尾鷲市として本当にリーダーシップを持って、広域施設のごみ処理場が可能なかというようないちよつと疑問を感じるということが、今回、今日の説明で思いましたが、そのように検討してもらえないかと他の町から言われるというんじゃないかと、やっぱりそこら辺もこの第2ヤード、今説明があつた第2ヤードのいろいろやった、そして今回こういう形になつたということも含めて、やっぱり尾鷲市のビジョンとして説明するべきじゃな……。当初から説明するべきじゃないんかというふうに考えますけど、いかがですか。

○加藤市長 あくまでも、当初は、中部電力跡地で一応広域ごみ処理施設の建設場所を見つけるという、その可能性をずっと追っていたということです。

それはないから、ほいじゃ、ごみ処理施設の場所を、私どもからですよ、私どもから、要するに市営野球場を使いましょうかということ、果たして言えるんでしょうか。その辺のところを十分考えていただきたいと。

でも、今回の場合には、ここまで至つたということについては、これからどうあるべきかということなんです。ここはだから、申し上げますけれども、こちらから言うのか、あるいは相手から言われたのかと、私は、要するにリーダーシップ

云々の話は関係ないです、こんなの。相手から、要するに懇願されたわけなんです。懇願されて、その話の中で、我々としては検討しますという御返事をしていると。これから協議に入ります。

○野田委員　　ということは、市長としてはS E Aモデル、僕らも十分認識していますけど、そこをこだわったということですか。こだわったということから、こういう、最終案じゃないけれども、こういう形になったということによろしいんですか、考え方としては。

○加藤市長　　当然、要するに中部電力の跡地でごみ焼却施設を一応建設するということについては、こだわりはあります。それが、要するにS E Aモデル協議会における、要するに事業の発展でもって雇用を創出させる原点がエネルギーの供給だと、私はそういうことで思っています。

それが非常に難しいという状況になったときに、もう一つは、当初の目的である5市町で一緒に事業をやりましょうというようなことは、もう8年、10年ぐらい前から検討されていることなんですよ。

それは私は、要するに5市町で、東紀州5市町で一緒になって事業をやっていく、その具体的な策として、この広域ごみ処理施設事業であると、そのように考えております。

○野田委員　　今回、S E Aモデルの中に組み入れるということは不可能ということなんですけれども、これは今後の話になります。

基本構想施設基本計画の中に、どのような形にしていくかというのは、先ほど担当者の方から説明ありましたけれども、今後の話ということでいいですか、どうですかということちょっと確認したいんですが。

○吉沢環境課長　　ちょっと誤解があったらあれなんですけど、まず、基本構想といいますのは、担当が申し上げたのは、一部事務組合が合意を得て設立した後に、詳細設計の前に、これぐらいになるんかということのを再精査するという形で捉えていただいて、県とか、いろんなどころに出さなあかんということで、今回の基本構想というのはその本当に基本となるデータを集約したということ。

それで、当然、基本構想の中には、どこに建てて、財産利用をどの程度、どういった方式、それからごみ処理のやり方も幾つもありますので、どのやり方ですということのを詰めて示す必要があるんですけれども、位置が固まらないとそこら辺が分かりませんので、その際には精査して、説明はする予定ですがけれども、それまでに、規約をもらうまでにはここでやっていくということが固まり次第、また説明をさせ

ていただくということで捉えていただきたいと思います。

あと1点だけ。奥田委員さん、ちょっと誤解されておるようなんですけども、丘陵地のほうの中身が、いろんなことを知っておったんじゃないんかって話は、最終処分場については、実際ちょっと分かっていなくて、後からそういう状況が分かったということだけは御理解のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○奥田委員 いや、だって竹平課長に僕、聞きにいったときに、ボーリング調査をやっておったじゃないですか、ボーリング調査。11月言われて、1月かな、僕はボーリング調査やっているのを見たものですからね。何でやっているんですかって言ったら、こうこうこうでこうこうでしたということをおっしゃいましたよ、もう1月のとき分かっているじゃないですか、そんなのは。もうその前から分かっていますよ、こんな。だって、囲いしているじゃないですか、あそこ、頑丈に誰も入れないように。それが、そういうもう、そこにあそこに最終処分場になっているということは、市民の方だったら大体のことを知っていますよ。高圧電線が走っていることも、見たら分かるじゃないですか。

○吉沢環境課長 2点だけ用意しておいてよ……。すみません、僕……。

○奥田委員 だからボーリング調査しておったんでしょう。

(発言する者あり)

○吉沢環境課長 申入れをした段階では把握していなかったなということで、申し訳ないです。その後、いろいろ調査をして分かったということは、奥田委員さんのおっしゃるとおりです。

○三鬼(孝)委員長 奥田委員、その辺のところ。

(発言する者あり)

○野田委員 最後に、ちょっと2点だけ。

やっぱり、SEAモデルが離れるということで、それはそれでいいんですけども、やっぱり尾鷲市に広域ごみ処理施設を造るということですので、やっぱり市民の、これはちょっと今後の要望ですけども、市民の目に見える形のやっぱりメリットという部分も十分市民に納得できる形を取っていただきたいと思います。

最後にですが、何か東紀州の広域ごみ処理施設の新聞記事が5月22日に出ていました。これは非常に僕ら、今回こういう形で聞かせてもらっておるんですけども、他の市町との情報の連携等は問題なかったのかと危惧するところなんですけれども、その点、行政執行部側はどのようにお考えですか。

○加藤市長　　まず、市民にメリットのあるような考え方、当然考えていますよ。ですから、初めから申し上げていますように、迷惑施設を尾鷲市に持ってくるわけなんです。それは4市町の首長というのは御理解頂いているわけなの。これからの協議なんです、それを前提とした。

次の22日に新聞が載ったということについては、私どもどうのこうのというようなことは、これ、一切関わりございません、はっきり申し上げて。ただ、こういう記事が載りましたよという報告は、私のほうから、4市町の首長のほうに報告はしておきました。

○南委員　　ちょっと話を進めたいと思います。過去へ戻ってもどうしようもないことですので。

先ほどの執行部のほうの説明によりますと、4月10日に準備会のほうで、4候補地は非常に難しいですよということで断念するというような意向が示されて、最終的に、市の市営野球場のほうは候補地としてどうですかというお話があったということなんですけれども。これは確認なんですけど、まず、4月10日に野球場のほうも候補地として、4市町のほうから要望があったということなんですか。

○加藤市長　　4月10日の日に、首長が集まる5市町の準備会、このときに4市町の首長のほうから、先ほど私が御説明しましたように、何とかここで、市営野球場が建設予定地としてやっていただきたいという、要するに4市町の首長がそろって、そうしないと、前にも言ったように浸水域という点でということで、彼らは、要するに浸水域という点で理解が得られることが難しいので、もっと高いところ、高いところという、そういう思いの中で、こういう発言がされたわけでございます。

○南委員　　僕自身は、本来、第2ヤードの丘陵地のところでスペースが、あれが一番安価に建設できるんじゃないかなというふうな感じで要望した1人なんですけれども。

最終的に、市営野球場のほうはどうですかという4市町からの要望があったということなんですけれども、当然野球場としては、もしそこを検討していくのであれば、野球場の移転場所なり、費用なり、費用負担なりという、当然その財政的な面も出てくると思うんですね。

当然その以前に、野球の関係者の方々の合意形成というのも当然必要なわけなんですけれども、4月1日からですので、今回示されるまで一月ちょっと日にちがたったわけで、特に野球関係者の方との話合いというのは、どういったことで、どこまで進められておるのかなというふうなまず感じがするんですけれども。いかがで

すか。

○下村副市長　日にちはあったんですが、まず、現市営野球場を候補地にするのかということを執行部内部のほうで検討してまいりました。

関係団体等の交渉につきましては、代替施設を整備していただけるのであれば、別に問題はないというような御返事は頂いております。

○南委員　細かい話じゃないけど、最終的には、今、尾鷲S E Aの話もありましたけれども、そういった方向で、その中をポイントとして話していくなというのを感じるんですけども。

最終的には、その野球場の建設の財源負担というのは、4市町が持っていただけると理解してもよろしいんですか、まず検討するに当たって。一番大事なことです。

○加藤市長　ここで断言することはできないんですけども、協議は行っていきたくないと。

ただ、正直申しまして、現状の市営野球場の代替地をどこかに設けるといような話ですから、基本的にはそういう形で進めなきゃならないとは思いますが、これもやっぱりいろんな協議になるかと思っておりますので、これについて、4市町で持ってもらいますといような話は、今の段階ではできないんですけども。

協議はずっと、要するに5市町の首長でいろいろ協議しなきゃならないと思っておりますので、委員のさっきの発言に対して、頭の中に入れていただいて進めていきたいと思っております。

○南委員　最後になるけど、市営野球場というのは、ウルトラCで最終的な僕は候補地になるのかなという感じがして、交通アクセスからしても、市民生活にあまり影響がされないということで、利便性からしても妥当なラインかなというふうな感じがするんですけども。

今日のせっかく議会のほうへお示しを頂いたということは、やはりこの議会の議員、合意形成をもって検討に、正式検討に入っていくということで理解してもよろしいんですか。財政面はちょっと別段として、それだけ確認して。

○加藤市長　これ、恐らくおっしゃっているのはウルトラCかも分かりませんわね。こういう大事な話についてはきちんと報告をしながら、議会の、行政常任委員会の委員の皆様方から御意見も頂戴し、それを参考にしながら、今後の5市町、いろんなところと協議をしていかなきゃならないという、そういう重荷はたくさんあるんですけども。そういうお話を十分念頭に置きながら、我々としては、今後、

いろんな関係団体等々と協議に臨ませていただきたいと、このように考えております。

○仲委員 2点ほど質問させていただきます。

まず1点目、今回、基本構想がまとめられて、今日説明を頂いたという中で、エネルギー回収施設としての建設ということについては、5市町で合意がなされているという中で、今回の野球場での建設は、循環型社会形成推進交付金の対象になるという確認をしたいんですけど。まず1点。

○福屋環境課主幹 循環型社会形成推進交付金制度のエネルギーを外部利用ではなしに、自分のところの施設で利用してエネルギー回収10%以上を確保すれば、交付金が使えますので。

○仲委員 その10%以上というのは、今のところ、目安は持っておるということよろしいですね。

○福屋環境課主幹 はい。

○仲委員 もう一点。

基本構想の8ページに処理計画があるんですけど、粗大ごみとか不燃ごみ、資源ごみについては、現行の処理方法を継続すると書かれています。他市町は他市町で処理するんですが、尾鷲市の場合、どのような粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみというのは、どのような考え方を今持っていますか。

○吉沢環境課長 まだ市営野球場のほうがあればなんですけれども、そこら辺の話が固まり次第、市民の利便性を考えて、当然近くにないとあかんってことで、これからこれは検討して行って、尾鷲市民があっちゃこっちゃ行かんでもええような形では配慮して考えていきたいと思いますが、何分ちょっと予定地がこういう状況ですので、よろしくをお願いします。

○加藤市長 委員、これを造る前提として、これは議会のほうにもお示しさせていただいたんですけども、ストックヤードを一応別途造るという話は、これは残っているわけなんですよね。

そういうことも踏まえて、さっき環境課長が申しあげましたように、それは一応私としては、ストックヤードを一応建設するという事は、もうこの議会にも一応報告はさせていただいておりますので、場所が変わったといえども、それはやっぱり用途として必要であるので、それは交渉していきたいと思っております。

○三鬼（和）委員 先ほどの仲委員の質問とも関連するんですけど、私は、この基本計画については、3月議会においても議会で示すべきやと言うたんやけど、ま

だ調整中ということでしたので。この資料の概要の資料の11ページを見ると、かなりこの巡回型の中で電力であるとか、蒸気、それから高温空気や温水というのは、かなりこのやり方でいくと、これは具体的な整備計画が立たないと、どこまでどれだけというのが分からないと思うんですけど、巡回型という形の中でこうなっています。

あと1点は、浸水については、建設用地の浸水域については、異口同音で、どの議員も浸水対策については発言しておったと思う中で、やはりSEAモデルの中で既に余熱であるとか蒸気であるとか、こういったものを含めた事業の参入というか、参画についても応募しておったようなところがあって、若干、浸水域、浸水対策を含めてすると、SEAモデル等々の事業とは逆行するようなことがあると思うんですね。

市長は既に9月か何かに、SEAモデルの構想を市民に示すところまで言われておるのに、こういった関係というのは大丈夫なんですか。どうなんですか。

○加藤市長　確かにエネルギー量というんですか、熱源にしても、電気にしても、これについては、広域ごみ処理施設がそこから、要するに中電跡地の部分から外れてしまうということについて、それについては今どう供給するのかという課題を、正直言って、投げかけております。投げかけております。

それについては一応、投げかけておるといのはどこにかといたら、もう中電しかないんですけれども、中電に投げかけて、エネルギー部門としてどう対応してくれるのかということは、こちらのほうからお願いはしております。

それで、結果的には、さっき委員おっしゃったような感じになるわけなんですけれども、今エネルギーの量の供給量が、これでもって不足するという可能性が十分あるという話ですので、それを補えるような対応を中電のほうにどうするべきかということをお願いはしております。

○三鬼（和）委員　中電さんがもともと御提案していただいた中で、あそこを、中電の跡地をどう生かすということではこのエネルギー、ただ、SEAモデルがスタートしたときには、ごみ処理施設は別扱いということになっとなるで、我々の中では一緒だろうと思いつつ、別扱いで議論してきたという経過があるんですけど。エネルギー量としては、木質チップのバイオであれ、ごみのというのを、これを活用するという前提があって進めてきたと思うんですね。

今回、基本計画の中には、かなりエネルギーが出るような、多分これは、今もう既に仲委員が聞かれたもので、国がこういう再生、エネルギー再生の設備として認

められるってしたということは、そういった補助金についても可能ということで、施設の整備費については問題なかろうと思うんですけど、野球場の敷地の中では、これは、例えばほかの地区であるとプールがあったりとか、これを十分生かし切っておるとか、売電するのかどうかということも含めて、これ、ちょっと根底から考えというのが変わってくるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうなんですか、基本計画と照らし合わせて。

○加藤市長 場所の移動でもって中部電力、要するにS E Aモデルにおける構想計画も、若干漏れてしまうということは事実です。

ただ、こういう状況の中で、やはり中電の、先ほども何度も申し上げておりますように、中電の中で、中電跡地の中で、広域ごみ処理施設を建設する場所が非常に不可能であるという状況の中で、やはり我々としては、市民サービスの大きな柱になりますごみ処理施設というものを早くやはり完成させなきゃならない。早くたって、もうこれは令和9年の話ですから。

そういう形の中で、先ほども申しましたように、いち早く一部事務組合を立ち上げて、この計画を推進していかなきゃならないと、このように考えておりますので、どちらがどうのこうのというのは両方とも重要な話でございますので、今回の場合には、要は野球場跡地を建設予定として一応検討していくということについては、やはり、こちらのごみ処理施設の動きというのも非常に重要な案件であるし、5市町と一緒に、事業として一緒にやっていくという大きなやっばり柱になるかと思っておりますので、こちらのほうをまず優先させていただきたいと思っております。

○三鬼（和）委員 片方は生活のインフラ整備であり、片方は産業振興というか、経済のインフラになるかと思えます。もともと、どこかでつながった形で進めてきたというところがありますので、場所的には誰も浸水域を心配しなくていいとか、市民の方ともそういう生活インフラの面では安心ということが出てくるかと思うので、今回の場所の提案では。

ただ、S E Aモデル、議会はS E Aモデルの中に入っていないので、どんな議論をされているかよく分からないんですけど、そういった中では、これがメインだったような気がしますので、その辺は、やっぱり議会あるいは市民の方にきちっと分かるような組立ての中で、市長が公表されるんだ、出されるような形で、重い議論をしてほしいなと思うんですけど、その辺はどうですか。

○加藤市長 正直言って、エネルギーの供給元のやっばり大きな柱の一つであると私自身も認識しておりました。それがなくなるということに対して、その供給元

をどういうふうな形で創り上げていくのか。正直申しまして、こうなった以上については、中部電力のほうからいろんな提案をしていただきながらそれを協議して、ある程度の供給量というものを満たしていかなきゃならない、このように考えておりますので、これについても、一応この話についても、中部電力のほうの責任者のほうには、全部話はしております。

○三鬼（孝）委員長　他に。よろしいですか。

○奥田委員　最後に1点ちょっと、手短にちょっとやります。

市長の今日のちょっとお話を聞いていてちょっと気になったんですけどね。この2年以上、右往左往してきて、そういう中で、市長の今日の話を聞いていると、非常に強気な発言が、またいつものように強気の発言をされているんですけど。

2年以上、こういう右往左往してきて、市民の方も相当迷惑したとも思いますし、これは議会も責任あると思いますけど、一議員として私も反省していますけど、ほか4市町、2市2町にも多大な御迷惑をかけた。時間と労力を使っていますよね。僕も、毎回のように一般質問をしてきて、時間と労力を使ったなという感じがしているんですけど。

事務組合も去年でしたか、準備組合、準備で各市町から1人ずつ来てもらっていますよね。そういう人件費もかかっているわけですよ。だから、遅れれば遅れるほど、各市町の負担も増えているという状況もあるわけですね。

そういうことがある中で、今日、市長の口から謝罪の言葉って僕あったかな、何もないんですけど、やっぱり市長としては反省することは何もないということですか。やっぱり自分はやるべきことをやってきたんだと、中電から言われたままずっとやってきたんだけど、うまくいかなかったけど、自分は精いっぱいやってきたんだというようなやっぱり認識でおられるんですかね。

ちょっと僕はちょっとその辺の、だって僕は……。まあ、いいです、また6月議会で一般質問をやらせてもらうので。どうなんですか、市長、その辺のところは、反省のまずは謝罪から始まったほうがよかったんじゃないですか、今日は。

○加藤市長　事業をやっぱり推進して、行っていく以上、いろいろやっぱり曲がり角やどうのこうの、いろいろあろうと思います。

今回の場合については、正直言って、平成30年の2月において、ほとんどここで進めようという話になっていたわけなんですよ、はっきり申し上げますけど。平成30年の2月のときに、要は中部電力跡地で、要するに盛土をやりながら、ここでごみ処理焼却施設を造っていきましょうという、そういう方向の中で、5市町

も一応その方向で進んでいたということなの。

その後は、二転三転ありましたよ。こっちのほうがいいんじゃないか、あるいは、もっともっとやっぱりこういうふうにやったらいいんじゃないか、そのうち、要するに津波浸水域という問題が、要はもう11メートルと言っているけれども、11.5メートルも言っているけれども、もっともっと高く上げろやということが、ほかの市町からも一応広まってきたと。

それに対応するがために、我々はきちんと、要するにごみ焼却施設については中電のそういう話も含めて、それに対応するべくしてきちんとやってきたと。結果論としてこういう結果になったという話でございます。

○三鬼（孝）委員長 簡潔にしておいてください。

○奥田委員 いや、きちんとやってきたという市長の言葉、分かりました。

ただ、ということは、この2年間、2年以上、もう市民も振り回されたわけですが、ほかの4市町も振り回されていますよね。それに対する反省は何もないということですか、市長。

○加藤市長 本件については、4市町が振り回された云々というよりも、我々としては、最初からずっと提案はしているわけなんです。それに対して、一応この方向で行こうというような形になったんです。正直言って、途中から、いろんなもう茶々が入ってどうのこうのというような話もあったみたいに聞いているんですけども。

今回、しかし、正直申しまして、今申し上げたいのは、要するに浸水域という理論的には、何度も申し上げますけど、11メートルということクリアしながらやっていたんだけど、よりやっぱり安心なところのほうがいいでないかということがどんどんどんどん盛り上がってきたので、その方向で全部、我々としてはやってきたと。

最後の最後のとりでである丘陵地の分については、正直言って、昨年12月ぐらいからずっとここでいこうやというような話の中で、確かに管理地とか、安定地とかというのもごみが埋まっているようなところがありますよ。それを遡ってでもきちんとやろうやというような話は進めていたんですけども、要するにごみの埋設している部分について、かなりのお金とかなりの時間がかかるというような最終的な判断で、我々としてもこれはできないなど、そんなに時間と、さらにまた金がかかるような、そういうものをずっと待っているようではできないから、最終的に、最終的にというような話じゃなしに、これを4月10日の日に私は、5市町の首長

の会議で一応申し上げたと。

それから、会議が終了した後、ほかの4市町の首長から、要するにここでやってくださいよというお願いを受けたというような、そこからスタートしたわけでございます。

○三鬼（孝）委員長 他にございませんか。

○小川委員 1点だけお願いします。

今、仲委員さんから補助率のことで、補助金のことで、これまでどおり使えますということだったんですけど。今、3分の1ですかね、これ見ると補助金、国からの、これ、メタンガスを作ったりしてやると、2分の1の補助金というのも考えられると思うんですけど、その点は検討はされているんでしょうか。

○福屋環境課主幹 現在、3分の1を想定しておりますが、メタン発酵施設にすれば2分の1という補助金も頂けますので、今後、施設基本計画の中で検討していきたいと考えてはおります。

○三鬼（孝）委員長 よろしい。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、私のほうの意見、ちょっと関連して。

当初、火力の構内という場所の立地跡ということがありまして、熱利用の関係で、バイオマス発電の件もありましたね。野球場に最終的に移った場合に、バイオマスの発電というのは中電のほうはどうされるのか、その辺の話はしていないんですか。

○加藤市長 今、中電のほうからは、バイオマス発電は一応行う、そのつもりで一応計画を練っているという話は、私は伺っております。

○三鬼（孝）委員長 分かりました。

じゃ、これで行政常任委員会を閉じます。御苦労さんでした。

（午前11時14分 閉会）